

福岡県家畜衛生だより

発行者 公益社団法人福岡県畜産協会
福岡市博多区千代4丁目1-27
電話 092-641-8714 FAX 092-642-1276



第16回全日本ホルスタイン共進会の開催状況（令和7年10月：北海道）

目次

- 第16回全日本ホルスタイン共進会……………P1
- 第5回福岡県肉用種牛共進会について……………P3
- 酪農情勢について……………P5
- 令和7年度の福岡県家畜共済事業実績（1月末現在）……………P6
- 令和7年度のアルボウイルス流行状況……………P7
- 馬の流行性脳炎（日本脳炎）……………P8
- 令和7年度福岡県豚熱防疫演習について……………P9
- 県内の豚熱感染確認状況と対策……………P11
- 豚熱経口ワクチンの散布について……………P13
- 令和7年度高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策について…P15
- 家きんの飼養衛生管理基準における大臣指定地域の取り組み……………P17
- 福岡県における監視伝染病の発生状況について……………P18
- 定期の報告について……………P19
- 予防接種で家畜の健康をしっかりと守りましょう！……………P20

第16回全日本ホルスタイン共進会

ふくおか県酪農業協同組合

令和7年10月25日から26日にかけて、北海道安平町において「第16回全日本ホルスタイン共進会」が開催されました。

本大会は、全国のホルスタイン改良の成果を総合的に評価する国内最高峰の共進会であり、5年に一度(第15回においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)の開催を通じて、我が国の酪農技術の現状と将来の方向性を示す極めて重要な機会となっています。

全国各地域から選抜された優秀な個体が一堂に会し、体型審査を通じて改良の成果を競い合う本大会は、酪農関係者のみならず、広く畜産業界全体から高い注目を集めています。

福岡県では、令和7年9月20日に開催された代表選考会を経て選抜された代表牛が出場し、全国の強豪牛と肩を並べて審査に臨み、第10部の中村毅氏(ビューティガールトピアズ 外ウエルフ ET)が1等賞第6席に入賞されました。

出場に際し、出品者による日々の飼養管理の徹底はもとより、出品に向けた体型調整、飼料管理、衛生管理、輸送時のストレス軽減対策など、多岐にわたる準備が行われました。

これらの取り組みは、出品者の高い技術力と責任感の表れであり、県内酪農の水準の高さを示すものです。

大会期間中、会場では全国各地の出品者や関係機関が集い、最新の情報や飼養管理技術に関する意見交換が活発に行われました。

福岡県代表の出品者にとっても、他県の優秀な個体を間近で観察できたことは、今後の改良に向けた大きな学びとなりました。特に、乳房の質や後躯の強さ、骨格のバランスなど、全国トップレベルの個体に共通する特徴を確認できたことは、改良の方向を再確認するうえで極めて有意義であったといえます。

今回の出場にあたっては、関係機関、地域酪農家、関係団体等から多大なるご支援を賜り、県全体として代表牛を送り出す体制が整

えられました。出場牛の調整や輸送、現地でのサポートに至るまで、多くの方々の協力があったからこそ、福岡県代表としての責務を果たすことができました。こうした連携体制は、県内酪農の強固な基盤を支えるものであり、今後の地域酪農の発展に向けても重要な役割を果たすものと考えられます。

出場された酪農家の皆さまが長年にわたり積み重ねてこられた努力と情熱に深く敬意を表するとともに、今回得られた経験が、次回大会に向けたさらなる技術向上と改良の推進につながることを期待します。

今後も、福岡県の酪農が持続的に発展出来ますよう関係者一同の多大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。



出品牛舎の様子

(写真提供：福岡県農林水産部畜産課)



グランドチャンピオン(1614 北海道)



会場の様子

◎上位入賞牛

賞	部 門	所 属	出品者名	牛 名
最高位賞	経産 第 16 部	北海道	木村 吉里	サニーウエイ アstro マツカチエン
名誉賞	未經産 (1～6 部)	北海道	内田 喜久男	ハツピ ーライン RT アンテローフ ルル
	経産 (7～13 部)	北海道	小椋 淳一	ハイロード ーラムタ ーエクスタシー
	経産 (14～16 部)	北海道	木村 吉里	サニーウエイ アstro マツカチエン
準名誉賞	未經産 (1～6 部)	北海道	高橋 喜一	セシス ビ ーユーテイ クリーメル サン ユニクス
	経産 (7～13 部)	北海道	木村 有斗	クランシヤリオ ラム ウオーク タン アンネリーセ ー ET
	経産 (14～16 部)	北海道	(株)エステリア デイリーサービス	エリー スマイル ユニキョア ET

◎福岡県代表牛

賞	部 門	所 属	出品者名 (敬称略)	牛 名
1 等賞 第 6 席	経産 第 10 部	福岡市	中村 毅	ビ ーユーテイカール ト ーアス ータウー エルフ ET
2 等賞 第 2 席	経産 第 11 部	糸島市	小島 興人	ケーオーファーム ホンハ ー バ ーバラ B フタゴ
2 等賞 第 5 席	経産 第 13 部	糸島市	挟間 祐一	エルト ーリツジ ーラムタ ーリンダ
2 等賞 第 1 席	経産 第 14 部	糸島市	松永 慎也	MSF ハイオクターン マタラキシア ET

第5回福岡県肉用種牛共進会について

福岡県農林水産部畜産課

第5回福岡県肉用種牛共進会が令和7年11月29日（土）に福岡県農業大学校グラウンドで開催されました。昨年度はランピースキン病の影響により中止となったため、2年ぶりの開催となりました。

福岡県肉用種牛共進会は、県内の肉用子牛生産者と肥育牛生産者及び関係団体の密接な連携による肉用牛の振興を目的とする福岡県肉用牛振興協議会が主催し、本県の酪農・肉用牛生産近代化計画で定められた目標達成のための育種改良と、安定した和牛繁殖経営の実現を目的に令和元年度から開催されています。

第5回の大会は、若雌1区（生後12か月～16か月）に13頭、若雌2区（生後17か月～20か月）に8頭の計21頭が出品されました。

審査は、公益社団法人全国和牛登録協会の工藤事務局長を審査顧問にお迎えし、個体審査と比較審査が行われました。

工藤事務局長からは、若雌1区は体の伸びがあり肋張の良いものが多く、資質も全体的に良いと評価されました。若雌2区については体の幅と深みがあり体積豊かなものが多いとの講評がありました。また、全共を目指す際には、均

称、品位という点に着目し、候補牛の発掘を進めてほしいとのご助言をいただきました。

入賞牛は以下のとおりです。

○若雌1区

最優秀賞「しずひめ」株式会社挾間牧場

優秀賞1席「かつさくら」株式会社堀内牧場

優秀賞2席「ちえりい」上野修司

○若雌2区

最優秀賞「ゆきみつひさ」株式会社高手牧場

優秀賞1席「まや」株式会社挾間牧場

優秀賞2席「しおり」大石昌史

共進会当日は、好天に恵まれ、出品牛や関係者に事故なく終了することができました。来年度も引き続き共進会を開催予定ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

「めざせ！北海道全共」

開催テーマ

「魅力発信 新しい力をつなぐ 和牛の未来」



1区最優秀賞「しずひめ」株式会社挾間牧場



2区最優秀賞「ゆきみつひさ」株式会社高手牧場



公益社団法人全国和牛登録協会
工藤事務局長による審査説明



審査会場の様子



若雌1区の上位3頭。手前から
「かつさくら」(株堀内牧場、
「しずひめ」(株挾間牧場、「ちえりい」上野修司氏



若雌2区の上位3頭。手前から
「ゆきみつひさ」(株高手牧場、
「まや」(株挾間牧場、「しおり」大石昌史氏



福岡県肉用牛振興協議会 平山会長
によるメダル授与



最優秀賞の牛を間近で見る来場者

酪農情勢について

ふくおか県酪農業協同組合

酪農を取り巻く状況は、飼料・燃料価格をはじめ、あらゆる資材価格の高止まりが続いています。乳価交渉の結果、令和7年6月から加工向け用途が3円/Kg(うちバター・生クリーム向けは10円/Kg)、8月からは、飲用向け用途が4円/Kg引き上げられたものの、コスト高を吸収するには至っておらず厳しい状況が続いており、酪農家戸数の減少が続いております。令和7年度の福岡県内酪農家戸数は、1月末時点で126戸と昨年度より7戸減少しました。

県内酪農家戸数(戸)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R8.1末
戸数	156	145	133	126
前年比	89.7	92.9	91.7	94.7
差	▲18	▲11	▲12	▲7

また本県では一昨年11月に、わが国初の届出伝染病「ランピースキン病」が発生し、対米輸出への影響から、一部地域の農場から家畜市場への出荷が制限されるなど、本県の畜産に多大なる影響を与えました。しかし、国・県・関係団体の皆様からのご指導・ご支援により昨年1月を最後にその後の発生が抑制されております。今後も新たな発生が起きないように、従来にも増して防疫体制に取り組んでまいります。

牛乳の消費動向につきましては、店頭での牛乳パックの売れ行きは堅調な動きを示しているといわれている一方で、業務用需要が低迷しており、飲用向けとしては減少傾向が続いております。当組合では、学校給食が終了し、全国的に余乳処理が課題となる時期にあわせ、12月23日～25日にかけて、組合

事務所駐車場にて「ホットミルク」の販売会を行うなど、牛乳の消費拡大に取り込み、不需要期における需要喚起を図ったところであります。

また、令和8年4月からは、食料システム法による合理的な費用を考慮した価格形成制度が始まります。飲用牛乳については、農林水産大臣が指定する品目として、コスト指標を活用した制度の運用を行うとされており、コストに見合った牛乳の販売価格に期待が持たれています。牛乳消費拡大活動による消費回復と、合理的な価格形成制度の運用による販売価格の適正化が果たされることにより、乳価改定へ向けた環境整備が進むことを期待しております。

県内生乳受託乳量(トン)

(前年度廃業者実績を含む)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7見込
乳量	65,458	59,761	57,780	56,244
前年比	90.6	91.3	96.7	97.3
差	▲6,795	▲5,697	▲1,981	▲1,536

県内経産牛頭数(頭)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R8.1末
経産牛	7,145	6,835	6,483	6,174
前年比	89.3	95.7	94.9	95.2
差	▲852	▲310	▲352	▲309

酪農を取り巻く状況は困難な時期が続いておりますが、需給改善対策、酪農理解醸成活動や消費拡大運動などにも取り組んでいきたいと考えております。

令和7年度の福岡県家畜共済事業実績（1月末現在）

福岡県農業共済組合 事業部 事業2課 家畜係

令和7年度福岡県家畜共済事業における1月末の概要についてお知らせします。

1 加入状況

【死亡廃用共済】

搾乳牛 124 戸 (8,038 頭)、育成乳牛 121 戸 (3,971 頭)、繁殖用雌牛 67 戸 (2,566 頭)、育成肥育牛 184 戸 (17,705 頭)、豚 5 戸 (12,210 頭)

【疾病傷害共済】

乳用牛 126 戸 (8,515 頭)、肉用牛 178 戸 (8,902 頭)、子牛の選択率 乳用牛 (87%)、肉用牛 (88%)

厳しい畜産情勢を受けて、加入者の廃業や飼養規模縮小が続いています。加入頭数は昨年度よりも、死亡廃用共済で 762 頭減、疾病傷害共済で 509 頭減と減少しました。平均共済評価額は、枝肉価格の上昇等により、搾乳牛 45 万円 (1 万円増)、育成乳牛 40 万円 (2 万円増)、繁殖用雌牛 74 万円 (4 万円増)、育

成肥育牛 75 万円 (6 万円増) と全体的に前年より増加しています。

令和8年度に適用する評価額については、子牛価格及び枝肉価格の上昇により、昨年度に比べ若干上昇した価格となっています。

2 事故状況

死廃事故 (表 1) 及び病傷事故 (表 2) とともに、加入頭数が減少したことにより、死廃事故は 816 頭、病傷事故は 1,571 件、それぞれ減少しています。

家畜共済では、農家の皆さんの貴重な財産の不慮の事故に備え、補償を行っています。

ご興味のある方は、お近くの組合支所にお問い合わせください。



表 1 死廃事故

(単位：万円)

畜種	頭数	支払額	増減
乳用牛 (成牛)	620	9,187	△4,487
乳用牛 (子牛)	105	252	△87
肉用牛 (成牛)	134	3,485	△1,251
肉用牛 (子牛)	362	1,535	△1,315
肉豚	988	1,287	△125
合計	2,209	15,746	△7,265

表 2 病傷事故

(単位：万円)

畜種	件数	支払額	増減
乳用牛 (成牛)	6,841	9,368	△1,868
乳用牛 (子牛)	272	430	△114
肉用牛 (成牛)	1,355	1,429	△155
肉用牛 (子牛)	1,149	1,579	△302
合計	9,617	12,806	△2,439

令和7年度のアルボウイルス流行状況

福岡県中央家畜保健衛生所

アルボウイルスは、ヌカカ（体長 1～3mm、写真）などの吸血昆虫によって媒介される伝染病ウイルスの総称です。

ウイルスは国内には常在せず、夏季に発生する気流によって運ばれてきた感染ヌカカにより、流行が始まると考えられています。

流行は、ヌカカの発生数の多い初夏から秋にかけて多発します。妊娠牛に感染ヌカカが吸血行動を行い、ウイルスが感染して胎子に感染すると、流産、死産、早産を引き起こします。また、感染した年の晩秋から翌春にかけては先天異常子の出産が認められます。

主な疾病としてアカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病があげられます。

九州地方では、ほぼ毎年のようにアルボウイルスの流行が確認されており、福岡県においても、過去にアカバネ病やアイノウイルス感染症の流行が認められています。

【令和7年度の流行状況】

福岡県内で飼養されている 20 戸 40 頭のワクチン未接種未越夏牛（同一牛）を、6 月、8 月、9 月、11 月に採血し追跡調査を行いました。

その結果、アカバネ病、チュウザン病、ピートンウイルス感染症の流行は認められませんでした。一方、アイノウイルス感染症については、8 月に採血した 2 頭の牛から、アイノウイルスの特異遺伝子が検出されました。また、抗体検査においても、高い抗体価を示す牛が 8 月からみられはじめ、11 月には半数以上の牛が抗体陽性となっており、ウイルスの侵入が広く起こったものと考えられます。

アイノウイルス感染症については、九州のみならず西日本全体で同様の傾向がみられて

いますが、ワクチン接種により異常産の発生は少数に抑えられています。

また、県によっては、アカバネウイルス、シャモンダウイルス、ディアギュラウイルスやブルータングウイルスなど、ほかのアルボウイルスの遺伝子も検出されています。

近年注目が集まっている流行性出血病ウイルス（EHDV）については、今年度の流行は確認されませんでした。

【対策】

ヌカカの発生数が増え、ウイルスの感染が起こりやすくなる初夏前に、繁殖用の雌牛にワクチンを接種することにより異常産の発生を予防することができます。

ワクチンには、アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及びピートンウイルス感染症に対応した「牛異常産 4 種混合不活化ワクチン」があります。

農場をはじめ地域全体で抗体保有率を高めて、ウイルスの増殖や異常産の発生を抑えていくことが重要です。



写真：左はアカイエカ。右はウシヌカカ
（提供：動物衛生研究部門）

馬の流行性脳炎（日本脳炎）

福岡県筑後家畜保健衛生所

令和7年11月7日、鹿児島県において、馬の流行性脳炎（日本脳炎）が確認されました。国内の馬での発生は22年ぶりとなります。

この病気は、家畜伝染病予防法で「家畜伝染病」に指定されており、発症した場合の治療法はありません。また、本病は馬だけでなく、人にも感染する「人獣共通感染症」です。

1 流行性脳炎とは

流行性脳炎は蚊で媒介される伝染性の脳炎の総称であり、さまざまなウイルスが原因となります。

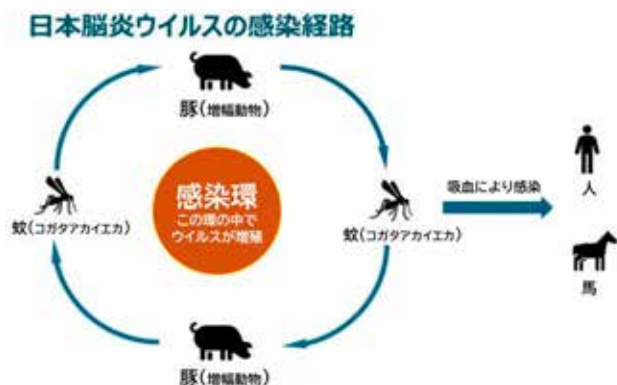
① 原因ウイルス

日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、東部馬脳炎ウイルス、西部馬脳炎ウイルス、ベネズエラ馬脳炎ウイルスなどが知られています。

② 疫学

蚊の発生数が増える夏から秋にかけて、感染の危険性が増すと考えられています。現在、国内で確認されているのは日本脳炎のみです。

日本脳炎ウイルスは、主にコガタアカイエカによって媒介され、豚が増幅動物となり感染蚊の増加の原因となります。馬や人は終末宿主であり、感染した馬や患者を吸血した蚊が他の動物に感染を広げることはありません。



出典：鹿児島県 HP

2 臨床症状

感染しても多くの場合は不顕性感染に終わりますが、発症した場合は下記のような症状を呈します。

① 馬

40℃前後の発熱や、ぼーっとする（沈鬱）、狂騒、けいれん、ふらつき、旋回運動などの神経症状がみられます。

重篤な場合には起立不能、遊泳運動、意識障害が見られ、最終的に死に至ることもあります。

② 豚（日本脳炎）

免疫を持たない妊娠豚が感染した場合、死産流産等の異常産が起こることがあります。また、種雄豚では造精機能障害が起こることもあります。

3 予防対策

① ワクチン接種（日本脳炎）

流行シーズンが始まる前の5月～6月頃までに接種を完了するのが理想的です。馬では不活化ワクチン、豚では生ワクチンと不活化ワクチンが使用されています。

② 吸血昆虫対策

ボウフラの発生を防ぐため、畜舎周囲のバケツ、空き缶、古タイヤ、詰まった排水溝などの「たまり水」をなくしましょう。

その他に、防虫ネットや網戸の設置、殺虫剤の散布も有効です。

適切なワクチン接種と環境対策について、今一度ご確認をお願いいたします。

令和7年度福岡県豚熱防疫演習について

福岡県北部家畜保健衛生所

1 開催目的

福岡県では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの特定家畜伝染病の発生に備えて毎年県域の実地防疫演習を実施しています。

今年度は、豚熱の発生時に迅速かつ的確な防疫措置を行うことを目的として、発生時の防疫対応及び移動式レンダリング装置稼働時に民間事業者の活用を想定した人員配置や役割等を確認する演習を開催しました。

2 開催日時及び場所

令和7年10月22日（水）12:00～15:00
桂川町総合体育館第2アリーナ及び駐車場
（嘉穂郡桂川町大字吉隈429番地26）

3 参加者

- ・ 県関係（県庁関係各課、出先機関、県警察本部） 61名
- ・ 県内市町村関係各課 29名
- ・ 畜産関係団体 3名
- ・ 民間事業者 39名
- ・ 農林水産省、他県 6名 計138名

4 演習内容

（1）座学パート

前半の座学パートでは、防疫措置概要の説明、移動式レンダリング装置の紹介（DVD視聴）及び民間事業者による他県での豚熱対応事例の講演を行いました。

移動式レンダリング装置とは、殺処分後の家畜の死体等を粉砕・加熱処理し、病原体の不活化と死体の減容化を行う装置です。死体の焼却処分を行う場合、豚や牛等の大型家畜は密閉容器に入らない

ため、レンダリング処理を行ってから密閉容器に入れ、焼却場で焼却します。



（県農林水産部山口次長あいさつ）

（2）実演パート

後半は豚熱発生農場での防疫措置、豚死体のレンダリング処理及び焼却場への搬出までの流れを想定した実演を民間事業者と共に実施しました。

①豚熱発生農場での防疫措置

模擬豚を用いて豚の殺処分（電殺、薬殺）を実演しました。



（電殺）

その後、模擬豚をフレコンバックに入れてトラックに積み、車両消毒をしてレンダリング処理場エリアまで搬入しました。



(模擬豚の積み込み)

②レンダリング処理の実演

本演習ではレンダリング装置の実物は使用せず、作業内容を確認する目的でレンダリング処理の実演を行いました。

レンダリング処理後の生成物を模したものを密閉容器に入れて封入、消毒した後に梱包してフォークリフトでトラックに積み、レンダリング処理場エリアから搬出しました。



(密閉容器封入、梱包)



(密閉容器の積み込み)

5 演習のまとめ

今回の演習は民間事業者と連携して豚熱発生時のシミュレーションを行ったことで防疫作業内容の事前共有や課題点の協議等を行うことができ、有意義な演習となりました。

福岡県では令和7年8月に野生いのししでの豚熱感染が初めて確認され、養豚場での豚熱発生のリスクが高まっています。今後もより実践的な防疫演習を実施し、防疫対応のレベルアップを図っていきます。

6 家畜保健衛生所の地域防疫演習について

○中央家畜保健衛生所

- ・令和7年10月14日
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生を想定し、各班の執務体制を確認する演習を実施
- ・参加者41名

○両筑家畜保健衛生所

- ・令和7年9月29日
- ・防疫資材の輸送及び集合場所運営の演習を実施
- ・参加者65名

○筑後家畜保健衛生所

- ・令和7年11月19日
- ・豚熱発生時に使用する移動式レンダリング装置を運搬するトラックについて輸送経路の確認及び装置設置場所での実車転回演習を実施
- ・参加者21名

県内の豚熱感染確認状況と対策

福岡県農林水産部畜産課

1 豚熱とは

豚熱ウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。感染した豚は、唾液・涙・糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触を通じて感染が拡大します。

治療法はなく、飼養豚で発生した場合の養豚業界への影響は甚大であるため、家畜伝染病予防法により口蹄疫などとともに特定家畜伝染病に指定されています。

※かつては豚コレラと呼ばれていましたが、現在は名称が豚熱に変更されています。

2 全国での感染確認状況

平成30年9月、岐阜県の飼養豚で国内26年ぶりに豚熱の感染が確認されました。その後、野生イノシシでも感染が確認され、感染確認地域が拡大し、農場での感染事例も増加しています。九州では、令和5年8月に佐賀県の養豚場2か所で発生しました。

表1：全国の豚熱発生状況（H30.9.13～R8.1.28）

飼養豚		野生イノシシ	
24都県	100事例	42都府県	約9,500頭

3 福岡県における野生イノシシでの発生状況と対策

(1) 県内確認前

当県で1例目の野生イノシシ豚熱事例が確認される前、九州では佐賀県・長崎県で豚熱陽性の野生イノシシが確認されていました。佐賀県内では野生イノシシの陽性確認地点が日に日に拡大している状況で、県内への豚熱陽性イノシ

シの侵入が危惧されていました。

この時点では佐賀県と隣接する糸島市への感染拡大を最も警戒しており、いつ豚熱陽性個体が確認されても不思議ではない状況でした。

(2) 1例目～3例目

令和7年8月19日、久留米市で県内初となる野生イノシシの豚熱陽性個体が確認されました。その後、8月25日に久留米市で2例目、9月1日にはうきは市で3例目が確認されるなど、短期間で連続して発生が確認されました。県内における豚熱の確認を受け、野生イノシシ間での感染拡大や周辺の養豚場への感染拡大を防ぐため、久留米市やうきは市周辺に約1万個の経口ワクチンの緊急散布を実施しました。養豚農家に対しては衛生管理の徹底と適時・適切なワクチン接種の実施とともに、野生動物の侵入防止対策の確認を呼びかけています。

(3) 5例目

令和7年9月11日、糸島市で初めてとなる県内5例目の豚熱陽性野生イノシシが確認されました。5例目が発見されてから、県内では久留米市、うきは市、糸島市で野生イノシシの豚熱確認が続いており、18例目まではその3市でのみ陽性個体が確認されています。

(4) 19例目

令和7年10月29日、これまでの発生地域から離れた太宰府市で県内19例目の豚熱陽性イノシシが確認されました。19例目以降も、新たに筑紫野市で豚熱が確認され、感染の拡大が危惧されています。

(5) 31 例目～39 事例目

令和 8 年 1 月 8 日、糸島市のワクチン散布範囲外の捕獲個体から豚熱が確認されました。31 例目以降は、ワクチン散布範囲内での発生が続いています。

その後の感染事例も含め、県内では、久留米市、うきは市、糸島市、太宰府市、八女市、筑紫野市、広川町の 7 市町で 39 事例が確認されています（2 月 12 日時点）。

4 野生イノシシの豚熱検査結果について

当県では令和 7 年 4 月以降、2 月 12 日までに 558 頭の野生イノシシの検査を実施しています（うち死亡個体 133 頭、捕獲個体 412 頭）。

陽性が確認された 39 頭中、死亡個体は 31 頭、捕獲個体は 8 頭となっております。死亡個体の方が多い状況です。しかし、令和 8 年 1 月以降

は捕獲個体の陽性数が増加しており、豚熱ウイルスを保有しながら行動している野生イノシシの数が増加している可能性が考えられ、感染地域の急速な拡大など今後もより警戒を強める必要があります。

5 農場における発生予防対策のポイント

①農場内へのウイルスの持ち込み防止

衛生管理区域や豚舎への出入り時には、洗浄・消毒を徹底しましょう。衛生管理区域専用の衣服・靴を用意し、必ず着用することが重要です。

②野生動物対策

防護柵の設置や補修などにより、野生動物の侵入を防止しましょう。飼料保管場所などには、ねずみなどの小動物が侵入しないよう注意してください。死亡家畜は、野生動物に荒らされないよう、速やかに処理しましょう。



図：県内の豚熱発生地点

豚熱経口ワクチンの散布について

福岡県農林水産部畜産課

1 福岡県の野生イノシシでの豚熱発生状況

令和 7 年 8 月 19 日、久留米市で県内初となる野生イノシシの豚熱陽性個体が確認されました。その後も感染が拡大し、7 市町で合計 39 事例の陽性が確認されています（図 1）。このため県では、野生イノシシ間での感染拡大を防止するため、経口ワクチンの緊急散布を実施しています。



図 1：県内のワクチン散布範囲

※最新の情報は県 HP をご確認ください↓



2 福岡県での豚熱経口ワクチンの散布状況

県では、佐賀県での豚熱発生を受け、経口ワクチン散布に関する計画の作成や作業の調整を図る組織として、令和 5 年 10 月に市町村や猟友会などで構成する福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会を設立しました。本協議会が主体となり、これまで、久留米市、広川町、八女市、うきは市、朝倉市、東峰村、糸島市、筑紫野市、大野城市、那珂川市、太宰府市、宇美町、須恵

町、篠栗町、筑前町、飯塚市の 16 市町村で延べ 619 地点に、合計約 1 万 5 千個のワクチンを散布しています（図 1、図 2、表 1 参照）。

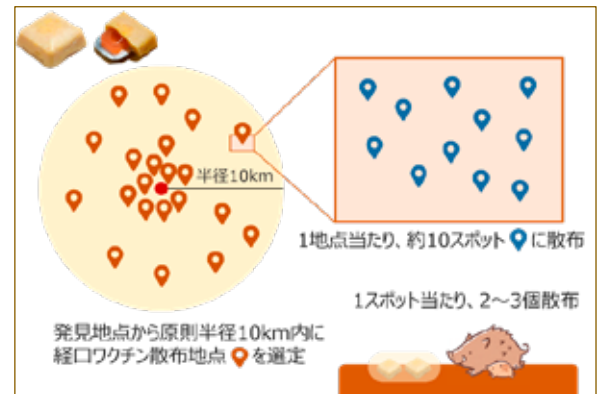


図 2：経口ワクチン散布の考え方について

3 豚熱経口ワクチンの回収について

(1) 回収の方法

散布したワクチンは散布から 5 日経過以降に回収を実施しています。回収時に、①食べられずに放置されている、②イノシシの摂食痕がある、③イノシシ以外の摂食痕がある、④何も残っていないの 4 パターンに分け（図 3 参照）、さらに周辺のイノシシの痕跡の有無を記録します。

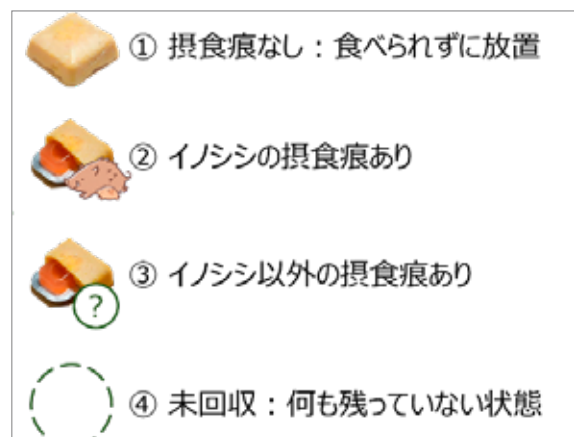


図 3：回収したワクチンの分類

(2) 回収結果

回収したデータを基に、図4に示す算出方法により、ワクチンの接種率を算出しています。当県では、県全体で約53%の接種率でした。今後は他県の事例やデータも参考に更に接種率を向上させたいと考えております。


4 今後の経口ワクチン散布について

豚熱発生地域での緊急ワクチン散布完了後は春と秋の年2期に分けて定期散布を継続して実施します。併せて、豚熱サーベイランスや捕獲の強化により、野生イノシシでの豚熱まん延防止に努めます。

接種率の算出方法

●イノシシ痕跡ありの場合

接種率 = (② + ④) / 散布数 × 100



●イノシシ痕跡なしの場合

接種率 = ② / 散布数 × 100




図4：接種率の算出方法

表1：県内の緊急ワクチン散布状況

散布地域	散布日	回収日	散布地点数	散布個数(個)	接種個数 (推定イノシシ摂食数)	接種率 (推定イノシシ摂食率)
久留米散布①	8月27日～29日	9月4日、5日	84	1631	941	57.7%
久留米散布②	10月6日、7日、9日	10月14日、15日	84	1598	820	51.3%
うきは散布①	9月16日～19日	9月24日～26日	112	3433	1823	53.1%
うきは散布②	10月16日、17日、23日、24日	10月28日～30日	112	3380	1552	45.9%
糸島散布①	9月24日～26日	10月2日、3日	30	604	301	49.8%
糸島散布②	11月5日	11月11日	30	596	352	59.1%
基山散布①	10月27日	11月4日	24	420	302	71.9%
基山散布②	11月27日	12月4日	24	420	—	—
太宰府散布①	11月12日、13日	11月20日、21日	40	800	514	64.3%
太宰府散布②	12月15日、16日	12月22日、23日	39	800	—	—
糸島(全域)散布①	1月26日、27日	2月2日、3日	40	1,000	—	—
県全体	—	—	延べ619	14,682	6605	53.0%

※県全体の接種率は接種個数を算出した散布地域のデータのみを使用して算出

(参考) 福岡県鳥獣被害対策システムについて

福岡県では、令和7年1月14日から「福岡県鳥獣被害対策システム」の運用を開始しました。

このシステムでは、野生鳥獣を目撃したり被害にあった方が目撃・被害情報投稿アプリに情報を登録し、有害鳥獣の行動域を可視化することで、効率的な被害軽減対策の実施や注意喚起に役立てることができます。ぜひ積極的にご活用ください。

令和7年度高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策について

福岡県北部家畜保健衛生所

1 国内の発生状況

(1) 家きんの発生状況

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生は、令和2年シーズンより毎年続いています。今シーズン最初の発生は10月22日に北海道で確認されました。その後、2月9日時点で13道府県18事例の発生が報告され、約423万羽が殺処分されました（採卵鶏13事例、肉用鶏4事例、うずら1事例）。18事例の内9事例が飼養羽数20万羽を超える養鶏場で発生しています。また、疫学調査結果が公表されている7事例のうち、4事例は過去にHPAIの発生を経験している農場でした。1事例については、令和4年シーズンおよび令和6年シーズンの発生に続き3度目の発生となりました。

(2) 野鳥の発生状況

2月9日時点で、14道県83事例の発生が報告されています。本県でも1事例の報告がありました。確認されたウイルスは家きんと同じくほぼ全てH5N1亜型でした。

2 海外の発生状況

世界各国においても家きんでの発生が報告されており、H5N1亜型が流行しています。

欧州では、野鳥において令和7年9月6日から11月14日までに確認された陽性事例数が昨シーズン同時期の4倍となり、平成28年以降最多を記録しています。フランスでは、令和5年よりあひるに鳥インフルエンザワクチンを接種していますが、ワクチン接種済みのあひるでも報告されています。

3 防疫対策について

昨シーズンは家きんでは2月1日が最後の発生となりましたが、野鳥では6月中旬まで確認されました。野鳥での感染確認は、環境中でのウイルスの存在を示すものであるため、引き続き警戒が必要となります。

(1) 早期発見・通報

今シーズンにおいても、畜主が死亡羽数増加の原因をHPAI以外の疾病であると判断し、経過観察したことにより発見が遅れた事例も確認されています。過去に大腸菌症を経験している場合や強制換羽や誘導換羽中の場合は、家きんの異状をこれらによるものと判断してしまうケースも報告されているため、注意が必要です。HPAIの特定症状に限らず、少しでも異状を感じたらすぐに家畜保健衛生所に連絡してください。

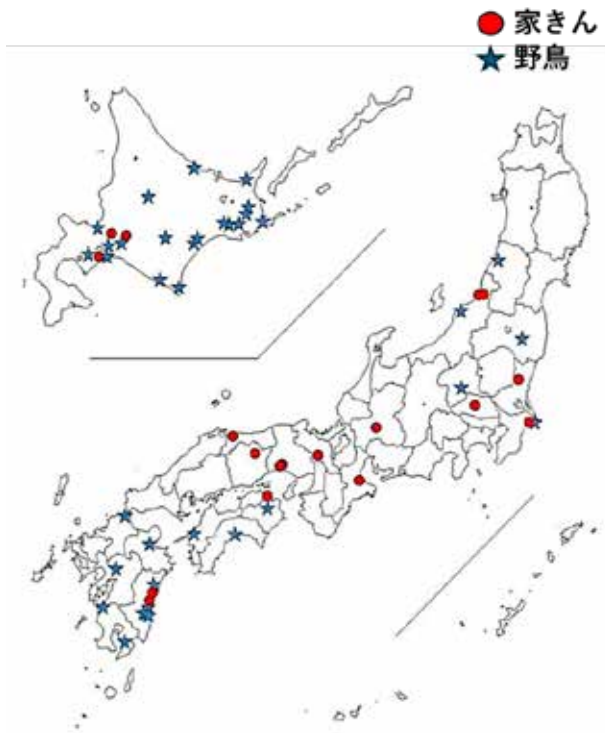


図1 令和7年シーズンのHPAI発生状況

(2) 塵埃対策

今シーズンは、飼養羽数 10 万羽を超える大規模農場での発生が多く確認されています。大規模農場においては令和 8 年 10 月 1 日より飼養衛生管理基準に、塵埃を介したウイルスの侵入防止対策を講じなければならないといった内容が追加される予定です。ウイルスは、粉塵や羽毛等に付着して鶏舎内に侵入する可能性があるため、大規模農場以外の農場でも入気口へのフィルターの設置や細霧装置の設置といった塵埃対策をすることが HPAI の発生防止につながるとされています。

フィルター・不織布の設置



細霧装置の設置



入気口の一部閉鎖



写真 農林水産省 HP より

(3) 野鳥対策

HPAI ウイルスは、毎年秋以降にシベリアなどから飛来する渡り鳥によって国内に持ち込まれ、渡り鳥から国内の野鳥に感染が広がります。さらに、野鳥が国内を移動することにより、ウイルスが全国に広がると考えられます。鳥インフルエンザウイルスを大量に増殖させる動物である野鳥を中心とした野生動物の対策を実施して、農場周辺の環境中のウイルス量を減らすことにより HPAI の発生リスクを下げることができます。対策としては、防鳥ネットの適切な設置、死鳥・廃棄卵の適切な処理、樹木の除去・枝払い、餌こぼれの清掃や農場周囲の池の水抜きやテグスの設置

などが挙げられます。

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例



池の周囲にネットを設置



水抜き

写真 農林水産省 HP より

また、今シーズンの HPAI 発生の特徴としては、過去に HPAI を経験した農場における「再発生」が挙げられます。過去に HPAI の発生があった地域には、気象条件や地形、野鳥などの野生動物の生息状況といった、HPAI が発生しやすい何らかの環境的要因があると考えられています。HPAI 発生リスクを抑えるために、農場周囲の過去の発生状況を把握し、地域一体となった対策を実施することが必要となります。

これらの対策により、農場周囲のウイルス量を減らし発生リスクを低減した上で、鶏舎内へのウイルス侵入を防ぐために、基本的な対策である飼養衛生管理基準を遵守することが HPAI 発生防止につながると考えられます。

家きんの飼養衛生管理基準における大臣指定地域の取り組み

福岡県中央家畜保健衛生所

令和6年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの多発を踏まえ、家畜の所有者が守るべき衛生管理のルールを定めた飼養衛生管理基準が令和7年9月29日に改正されました。

今回は、この改正の中で新たに設定された家きんの大臣指定地域と地域内の取り組みについて説明します。

1 大臣指定地域とは

大臣指定地域とは、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生している等、家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるとして農林水産大臣が指定する地域を指し、以下のいずれかに該当する地域が対象となります。

- (1) 過去5年間における発生農場において、当該農場から概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合に、それぞれの発生農場から概ね半径10km以内の地域。
- (2) 半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域。
- (3) 上記(1)または(2)に近接する農場が所在する地域、または地域内の戸数若しくは飼養羽数が(2)に該当しない地域において都道府県が必要と認める地域。

福岡県内では、過去の発生を踏まえ、福岡市の一部と糸島市の大部分が家きんの大臣指定地域に設定されています（対象地域の農場には既に通知しております）。

2 大臣指定地域内の農場が講ずべき措置

大臣指定地域に所在する農場は、以下の追加措置を講じることとされています（令和8年1月1日施行）。

(1) 消毒等の実施に備えた措置

① 消毒薬等の備蓄

家きん舎周辺を最低1回消毒するのに十分な消毒薬の量を確保する。また、動噴等の散布に必要な機材を準備する。

② 塵埃対策の準備

入気口へのフィルター、不織布等の設置、入気口や鶏舎内への細霧装置の設置、鶏舎周辺への散水や消毒薬の散布等を行う（換気量の低下等により家きんの健康を害するおそれがある場合は実施を見送ることもできます）。

(2) 農場周辺の状況把握

① 農場周辺の野鳥の生息状況の把握

② 野鳥誘引防止対策の実施

鶏舎の屋根や開口部付近等の農場内の野鳥が止まるような構造物へのテグスや鳥よけの設置等を行う。

③ 大臣指定地域内で講ずべき野鳥誘引防止対策の検討

農場の敷地外にある野鳥の飛来場所については、地域内のリスク低減の観点から、水場の水抜きやテグスの設置、状況に応じて巣の撤去や野鳥の追い払いを組み合わせる等の誘引防止対策を検討する。農場の敷地外は家畜の所有者のみでは対策が行えない場合もあることから、地域の関係者を巻き込んだ対策が重要です。



福岡県における監視伝染病の発生状況について

福岡県農林水産部畜産課家畜衛生係

福岡県における令和7年（1月～12月）の監視伝染病（家畜伝染病及び届出伝染病）は、疾病が確認されました（下表参照）。

家畜伝染病については、令和7年の発生はありませんでした。

届出伝染病は、牛では、ランピースキン病の発生が令和6年に引き続き確認されました。また、牛ウイルス性下痢や破傷風も発生しています。

豚では、と畜場で豚丹毒が発生しました。鶏では、伝染性ファブリキウス嚢病が発生しています。

その他、蜜蜂でアカリンダニ症、犬でレプトスピラ症が発生しました。

いずれの疾病に対しても飼養衛生管理基準の遵守や適切なワクチン接種等により発生を予防することが重要となりますので、防疫対策の徹底をお願いします。

○令和元年～令和7年の監視伝染病の発生状況（暦年集計）

（単位：頭、羽、群）

病名		畜種	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
家畜伝染病	高病原性鳥インフルエンザ	鶏		10		3	2		
		エミュー					2		
	ヨーネ病	牛	1	2	1				
	腐蛆病	蜜蜂							
届出伝染病	牛ウイルス性下痢	牛	5	1				11	3
	牛伝染性鼻気管炎	牛			4				
	牛伝染性リンパ腫	牛	145	193	175	179	171	161	132
	破傷風	牛			2	2	2		1
	気腫疽	牛				2			
	サルモネラ症	牛	7			2			
		豚	6	7	7	19		3	
	ネオスポラ症	牛						1	
	ランピースキン病	牛						30	2
	豚丹毒	豚	71	117	8	4	13	13	10
	豚赤痢	豚	1			1			
	鶏痘	鶏			16		4		
	マレック病	鶏				6			
	鶏伝染性気管支炎	鶏					4		
	伝染性ファブリキウス嚢病	鶏	12	278	177	5	9		9
	鳥マイコプラズマ症	鶏		1					
	ロイコチトゾーン症	鶏		12	3		2		
	バロア症	蜜蜂							14
	アカリンダニ症	蜜蜂		3	9	6	6	4	1
	レプトスピラ症	犬	3	1	3	6	2	6	7

定期の報告について

福岡県両筑家畜保健衛生所

2月から毎年恒例となっている家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告書の報告受付が始まっています。昨年からはオンライン手続きが開始され、本年は自己点検項目の回答方法の改訂が行われましたので、改めて手続きについて説明いたします。

1 定期の報告について

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年2月1日現在の飼養頭羽数及びその飼養に係る衛生状況に関して家畜が所在する都道府県に報告しなければなりません（家畜伝染病予防法第12条の4 定期の報告）。

報告は、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者であれば、飼養頭羽数及び飼養目的（畜産業、愛玩（ペット）展示（動物園）など）に関わらず全ての方が対象です。

2 報告事項について

- 1) 家畜の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 2) 飼養している家畜の種類及び頭羽数
- 3) 畜舎等の数
- 4) 飼養衛生管理基準の項目ごとに、当該項目の遵守状況及び当該項目を遵守するための措置の実施状況
- 5) 飼養衛生管理者の氏名、住所及び連絡先並びに当該飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所
- 6) その他添付資料（農場平面図など）

※ 家畜の飼養頭羽数が下記に該当する方は1)、2)及び5)のみの報告となります。

- ア 牛・水牛・馬の場合 1頭
- イ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- ウ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- エ エミュー・だちょうの場合 10羽未満

3 回答方法の改訂について

飼養衛生管理基準の遵守状況の報告について、今までは「できている」、「できていない」という基準でしたが、新たに「一部できている」の項目が追加されました。より細やかな状況把握により、改善のための問題点が分かりやすくなる事が期待されます。

4 オンラインでの報告について

定期の報告は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用したオンラインでの報告が可能となっています。オンラインを活用すれば、いつでも報告が可能で、過去の報告状況の確認も容易となります。

従来どおり、紙による報告も可能ですが、eMAFFの利用も検討ください。

eMAFFの利用に当たっては、下記のサイトをご確認ください。

農林水産省 HP
「飼養衛生管理等
支援システムについて」





予防接種で家畜の健康をしっかりと守りましょう！

(公社) 福岡県畜産協会

当協会では、家畜の病気予防を目的とした予防接種事業を実施しています。ここでは、予防接種が推奨されている主な感染症についてご案内します。

【牛：異常産・吸血昆虫媒介性疾患】



蚊やヌカカなどの吸血昆虫が媒介するウイルス感染症には、流産・死産・奇形などの異常産を引き起こすアカバネ、カスバ、アイノ、ピートンウイルスがあります。また、牛流行熱やイバラキ病は、発熱や呼吸器症状を伴う疾患として知られています。これらの予防には「牛異常産 4 種混合ワクチン」や「牛流行熱・イバラキ病混合ワクチン」が有効で、吸血昆虫の活動期前の接種が推奨されます。

【牛：ウイルス性呼吸器疾患】

子牛は生まれてすぐ、母牛の初乳から病気を防ぐ力（移行抗体）を受け取りますが、この力は生後 2 か月ごろから弱まり、肺炎などの病気にかかりやすくなります。この時期に問題となる病原体には、IBR、BVD、PI-3、牛 RS ウイルス、牛アデノウイルス 7 型、ヒストフィルス・ソムニなどがあります。

これらの病気を防ぐには「5 種・6 種混合ワクチン」や「ヒストフィルス・ソムニワクチン」が有効で、生後 2～4 か月齢からの接種が一般的です。また、生まれたばかりの子牛を守るには、母牛にワクチンを接種しておき、初乳を通じて免疫を渡す方法が効果的です。

ただし、妊娠牛には BVD の生ワクチン入り混合ワクチンは使用できないため、不活化ワクチンが適しています。

【牛：感染性下痢症】



ロタウイルス、コロナウイルス、病原性大腸菌などによる子牛の下痢症は、生後直後から発症しやすく、成長や生存率に大きな影響

を及ぼします。これを防ぐためには、妊娠牛に分娩前ワクチンを接種し、初乳で子牛を守る方法が有効です。「牛下痢 5 種混合ワクチン」が広く使用されています。

【牛：炭疽・クロストリジウム感染症】

炭疽およびクロストリジウム感染症は、土壌中に存在する芽胞形成菌によって引き起こされる急性致死性疾患です。「炭疽ワクチン」や「牛クロストリジウム 5 種混合ワクチン」の定期接種が推奨されます。



【豚：主要感染症】

PED・TGE ワクチンは、妊娠豚に 4～8 週あけて 2 回接種し、2 回目を分娩 2 週間前に行うことで、母乳の免疫により子豚を守ることができます。日本脳炎ワクチンは、蚊が出る前に 2 回目まで接種を終えることで、繁殖障害を防ぐことができます。パルボウイルス感染症は流産の原因となるため、種付け前にワクチンでしっかり免疫をつけておくことが重要です。豚丹毒は、暑く湿気の多い時期に発生しやすく、年 1～2 回の定期接種が推奨されます。



【鶏：ウイルス性疾患】

ニューカッスル病 (ND) と鶏伝染性気管支炎 (IB) は、いずれも感染力の強いウイルス性疾患です。ND は家畜伝染病に指定されており、IB は産卵率の低下など生産に大きな影響を与えます。これらを防ぐには、飲水や点眼で接種できる NB ワクチンが効果的です。

計画的なワクチン接種は、家畜の健康維持と農場経営の安定に不可欠です。接種内容や時期については、診療獣医師や家畜保健衛生所と相談し、農場の実情に応じて適切に実施しましょう。



食卓からの、 ありがとう。

私たちがおいしい牛乳やお肉、

卵を食べられるのは、

畜産に携わるすべての人のおかげです。

さまざまな人の努力や想いがあるからこそ、

今日の食卓が豊かになっている。

そのことを、私たちは知っています。

おいしい国産の畜産物が、

この先も続いていくように、

豊かな畜産の未来に向かって、

できることを続けます。



**国産の牛乳、お肉、卵を
食べてまもろう。**



地方協同と全国の畜産会組織は日本の食産を支えています。
北方健康の売上の一部は、地域のからし畜産の振興に役立てられています。

<https://jka.liv.gr.jp/taishokakaku/>

畜ちゅう、豊かな畜産の未来へ

公益社団法人

中央畜産会

JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION



みんなの暮らしと 地方競馬



Horse Racing



Welfare & Culture



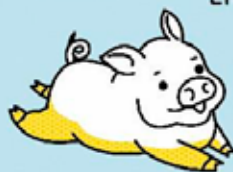
地域とともに 未来へ歩む



畜産を応援!



Livestock



地域貢献も!!

地方競馬の
収益金は、
畜産振興及び
地方財政の改善に
活用されて
います。



GO馬君

 地方競馬全国協会

<http://www.keiba.go.jp/>



毎日どこかで走ってる
あなたのそばに
馬たちのドラマ

口蹄疫、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等
から家畜を守るために



毎月20日は 「ふくおか一斉消毒の日」

病原体の侵入、疾病のまん延を防止するには、県全体での防疫対策が重要です。

毎月20日は、定期的な消毒に加え、県内一斉消毒に取り組みましょう！

全ての畜産関係者のご理解とご協力をお願いします。

家畜の異状の早期発見・早期通報をお願いします。

【 福 岡 県 】



**飼養状況の定期報告
をお願いします！**

**病原体を
持ち込まない！
拡げない！
持ち出さない！**



家畜衛生情報・ご相談は最寄りの家畜保健衛生所へ

福岡県農林水産部 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3498 FAX 092-643-3517
畜産課

中央家畜保健衛生所 福岡市東区箱崎心頭 4-14-5 TEL 092-633-2920 FAX 092-633-2851

北部家畜保健衛生所 嘉麻市大字漆生 587-8 TEL 0948-42-0214 FAX 0948-42-1376

両筑家畜保健衛生所 久留米市合川町 1642-1 TEL 0942-30-1037 FAX 0942-35-9198

筑後家畜保健衛生所 筑後市大字和泉 606-1 TEL 0942-53-2405 FAX 0942-53-2723